



児童手当が拡充されます

お問い合わせ・提出先 こども未来課 子ども福祉係 ☎ 0986-76-8870
大隅支所 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925
財部支所 保健福祉課 福祉係 ☎ 0986-72-0936

【子ども・子育て支援法の一部改正】

令和6年6月5日付で子ども・子育て支援法等の一部を改正する法案が可決されました。これにより10月1日以後の児童手当制度が拡充され12月支給分（10月・11月分）から適用されます。

おもな拡充の内容	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）	
	所得制限	所得制限あり	所得制限の撤廃
	支給年齢	中学生まで	高校生年代まで
	第3子以降	小学校卒業まで増額	高校生年代まで増額
	多子加算	18歳到達後の最初の年度末まで	大学生年代の子まで
	支給回数	年3回支給	年6回・偶数月に支給

【拡充後の金額】

区分	3歳未満	高校生年代まで
第1子・第2子	月15,000円	月10,000円
第3子以降	月30,000円	

- ※「第3子以降」として区分される子は、養育している大学生年代を含めた子のうち、上から3番目以降の高校生年代までの子です
- ※「養育している大学生年代の子」とは、18歳の年度末を過ぎてから22歳の年度末までの子であり、かつ受給資格者が「監護相当かつ生計費負担」をしている子です
- ※「高校生年代までの子」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの子です

【認定請求・額改定の手続き】

今回の制度改正による手当の認定請求・額改定は、手続きが必要な場合と不要な場合があります。9ページの「制度改正に伴う手続きのフローチャート」を確認し、必要な場合は期限までに手続きしてください。

【手続きの期限】

一次期限	令和6年11月15日（金）
二次期限	令和7年3月31日（月）

- ※一次期限を過ぎて手続きした場合、令和6年12月の支給日には支給されません
- ※二次期限までに手続きした場合、令和6年10月分に遡って認定・支給されます
- ※二次期限を過ぎて手続きした場合、手続きした月の翌月分からの認定・支給となります

【制度改正にともなう手続きのフローチャート】

高校生年代（平成18年4月2日生～）以下の子を養育していますか？

はい

いいえ

手続き不要
（支給要件外）

「児童手当」または「特例給付」を受給していますか？

はい

いいえ

手続き必要
※認定請求書等
をご提出ください

養育している高校生年代以下の子の全員が曾於市（こども未来課）に登録されていますか？

- ※登録されている子とは次のどちらかに当てはまる子です。
- ・中学校卒業まで曾於市で児童手当の支給対象児童になっていた高校生年代の子
 - ・多子加算カウントのため届出されている高校生年代の子



手続き必要
※額改定請求書等
をご提出ください

はい

いいえ

現在、大学生年代（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）の子を養育していて、高校生年代以下の子と合わせて3人以上の子がいますか？

はい

いいえ

手続き不要

手続き必要

※「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください

「手続き必要」に該当した方は、期限までに手続きしてください。



- ※「手続き不要」で増額対象の方には、令和6年10月中に「額改定通知書（ハガキ）」を発送しますので、確認してください
- ※令和6年度（令和5年中）の所得が上限限度額以上で、児童手当・特例給付の受給資格が消滅した方には、別途手続きの案内を送付します
- ※公務員の方は勤務先での手続きが必要です

市ホームページにも掲載しています

- ・制度の概要
- ・よくある質問（Q&A）
- ・各種様式のダウンロード



「児童手当 令和6年度制度改正」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに県・市・こども家庭庁などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、こども未来課や最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110 にご連絡ください